

犬山市総合計画審議会委員募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、犬山市総合計画審議会設置条例（昭和41年犬山市条例第25号）第3条に規定する、犬山市総合計画審議会委員（以下「公募委員」という。）の募集及び選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募要件等)

第2条 公募委員に応募することができる者は、市内に在住、在勤、又は在学しており、かつ、犬山市総合計画審議会の会議に出席することができ、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、犬山市総合計画審議会の会議は、原則として、平日夜間に開催するものとする。

- (1) 令和6年4月1日現在において18歳以上39歳以下であり、犬山市が「住むまち」として選ばれるまちづくりに関心がある者
- (2) 国や犬山市が進める「まち・ひと・しごと創生」に対して関心があり、関連する取組みの活動実績を有する者

(応募方法)

第3条 公募委員に応募しようとする者は、犬山市総合計画審議会委員申込書（別記様式1）に必要事項を記入し、経営部企画広報課に提出するものとする。

- 2 申込書の提出方法は、持参、郵送又は電子メールによる。
- 3 申込書の提出期間は、令和6年5月2日（木）から令和6年5月23日（木）午後5時に必着とする。
- 4 提出された申込書は返却しない。

(公募委員数)

第4条 公募委員数は、2人程度とする。

(評価委員会)

第5条 公募委員を審査するため、犬山市総合計画審議会公募委員評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、委員長及び委員4人をもって組織する。
- 3 委員長は、経営部長をもって充て、委員は前犬山市総合計画審議会会長及び市職員部長級の職にある者の中から市長がこれを委嘱し、又は命ずるものとする。

4 委員長は、委員会を代表し、委員会の意見を総括する。

(審査及び選考)

第6条 評価委員会は、応募者から提出された申込書により、別表に掲げる犬山市総合計画審議会公募委員評価基準に基づき審査を行う。

2 申込書の審査は、評価委員会の委員長及び委員が、別表に掲げる評価方針及び採点基準に基づき行い、委員ごとの評価合計点を合計した点数を応募者の得点とする。

3 市長は、評価委員会の審査結果を踏まえ、公募委員の選考を行うものとする。

(解散)

第7条 評価委員会は、公募委員の選考が終了したときに解散する。

(選考結果の通知)

第8条 市長は選考結果を応募者全員に通知するものとする。

(庶務)

第9条 公募委員の募集に関する庶務は、経営部企画広報課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、令和6年5月1日から施行する。

2 この要項は、第8条の規定による通知をした日にその効力を失う。

別表（第6条関係）

犬山市総合計画審議会公募委員評価基準

1 評価方針

評価項目	評価内容
意欲	犬山市のまちづくりに対する関心を有し、第6次犬山市総合計画基本構想の推進や市政の基本的な方針などに係る事項について、積極的に委員間で審議する姿勢があるか。
取組姿勢	自らの主張や、批判的な意見や要望のみでなく、建設的で前向きな姿勢を有しているか。
公正性	考え方に偏りがなく、公平・公正にまちづくり全体を考えているか。
理解分析度	社会や市政に関して広い視野を持ち、現状の問題点及び課題を的確に把握しているか。
論理性	自らの経験に基づいた自分の意見や考えを明確に、論理的かつ分かりやすく、正確に伝えることができ、説得力に富んでいるか。

2 採点方法・採点基準

各評価委員が申込書の記載内容に基づき下記の評価項目ごとに採点し、原則として総合点の上位の者から選考するものとする。

各評価項目を4点満点とする。

点数	採点基準
4点	特に優れているもの
3点	優れているもの
2点	過不足ないもの
1点	不足するもの
0点	評価するには不十分なもの